

屋外広告物許可手数料一覧

下表は一宮町手数料条例第2条第10号をもとに作成したものです。

種類	単位	金額
千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)第6条第1項、第8条第5項又は第10条第1項の規定に基づく許可に係る屋外広告物許可手数料	はり紙・ポスター50枚につき	380円
	はり札10枚につき	380円
	立看板1枚につき	380円
	アーチ1基につき	4,000円
	旗・のぼり・横断幕その他の広告幕1枚につき	380円
	アドバルーン1箇につき	2,000円
	自動車を利用する広告物1枚につき	1,150円
	電柱類を利用する広告物1箇につき	表示面積1平方メートル未満のものにあつては380円、表示面積1平方メートル以上のものにあつては1平方メートルまでごとに380円
	広告板等1箇につき	表示面積1平方メートル未満のものにあつては760円、表示面積1平方メートル以上2平方メートル未満のものにあつては1,150円、表示面積2平方メートル以上5平方メートル未満のものにあつては2,000円、表示面積5平方メートル以上のものにあつては5平方メートルまでごとに2,000円